平成18年12月１日制定
平成23年２月１日改正
令和３年12月13日改正

寝屋川市広告掲載基準

（趣旨）

第１条　この基準は、寝屋川市広告掲載要綱（平成18年12月1日制定。以下「要綱」という。）第４条第２項の規定に基づき、広告掲載の可否を判断する基準について必要な事項を定めるものとする。

（個別の基準）

第２条　この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、表示及びデザイン等について個別の定めが必要な場合は、要綱第５条の規定に基づき、当該広告媒体を所管する部局の長が制定する要領において定めるものとする。

（ホームページに関する基準）

第３条　市が管理するホームページに掲載する広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているＷＥＢページの内容についても、この基準を適用する。

（規制業種又は事業者）

第４条　次の各号に掲げるものに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類する業種

⑵　貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業

⑶　たばこに関する業種

⑷　ギャンブル性を有する業種（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじを除く。）

⑸　投機的商品に関する業種

⑹　債権の取立て又は示談の引受け等に関する業種

⑺　占い・運勢判断に関する業種

⑻　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に

関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業

⑼　私的な秘密事項の調査に関する業種

⑽　法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

⑾　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者

⑿　民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更正手続中の事業者

⒀　広告の内容に関する法令に違反している事業者

⒁　公的機関又は行政機関から、悪質な行為等により指名停止又は許可の取消し等の処分又は行政指導を受け、その後当該処分又は行政指導の内容について改善がなされていない事業者

⒂　前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

（広告掲載の基準）

第５条　次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

⑴　要綱第３条の趣旨に鑑みて適当でない広告

ア　公序良俗に反するおそれのある広告

イ　選挙､政党及び政治団体等政治活動に関連する広告

ウ　個人又は団体等の意見広告及び名刺広告

エ　社会問題についての主義主張や係争中の声明広告

オ　国内世論が大きく分かれている事項に関する広告

カ　基本的人権を侵害するおそれがある広告

キ　宗教団体による布教推進を主目的とする広告

ク　非科学的又は迷信に類するもので､利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告

ケ　広告媒体の紙面､画面構成又は主要な使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められる広告

⑵　青少年保護及び健全育成の観点から適切でない広告

ア　水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のない広告

イ　暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現を用いた広告

ウ　残酷な描写等善良な風俗に反するような表現を用いた広告

エ　暴力又はわいせつ性を連想・想起させる広告

オ　ギャンブル等を肯定する広告

カ　青少年の人体・精神・教育に有害と認められる広告

⑶　消費者保護の観点から適切でない広告

ア　誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示又は誤解を招くおそれのある表現を用いた広告

イ　投機・射幸心を著しくあおる表現を用いた広告

ウ　マルチ商法、催眠商法等悪質商法と認められる事業に関する広告

エ　人材募集広告において、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していない広告

オ　虚為の内容を表示する広告

カ　法律の定めのない医療類似行為の広告

キ　法令で認められていない業種・商品の広告

ク　広告主の法人名又は代表者名、所在地、連絡先等が記載されていない広告

（広告内容、表示等の基準）

第６条　次の各号に掲げる広告において、具体的な広告内容、表示等がそれぞれ当該各号に定めるものに該当する広告は、掲載しない。

⑴　人材募集広告

ア　人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又は斡旋の疑いのある広告

イ　人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売付けや資金集めを目的としている広告

⑵　語学教室等の広告　安易さや授業料・受講料の安価さを強調する広告

⑶　学習塾・予備校等（専門学校を含む。）の広告　合格率等実績を載せる広告で、実績年等根拠を明確にする表示がない広告

⑷　外国大学の日本校の広告　当該学校が学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める日本の大学ではない旨の趣旨の明確な表示がない広告

⑸　資格講座の広告

ア　実際には国家資格でない資格であるにもかかわらず、それがあたかも国

家資格であるかのような誤解を招く表現を用いた広告

イ　当該講座だけで国家資格が取れるかのような印象を与える表現を用いた広告

ウ　資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売付け又は資金集めを目的としている広告

エ　受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤解を招くおそれのある表現を用いた広告

⑹　病院・診療所・助産所の広告　医療法（昭和23年法律　第205号）第６条の５又は第６条の７の規定に反する広告

⑺　飼育動物の診療施設の広告　獣医療法（平成４年法律第46号）第17条の規定に反する広告

⑻　施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう・柔道整復）の広告

ア　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第７条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定に反する広告

イ　法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告

⑼　薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）の広告　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条、第67条又は第68条の規定に反する広告

⑽　介護保険法（平成９年法律第123号）に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等の広告

ア　サービス全般（介護老人保健施設及び介護医療院を除く。）

(ｱ)　介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスの区別が明確でなく、誤解を招くおそれのある表現を用いた広告

(ｲ)　広告掲載主体に関する表示が、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等以外に及ぶ広告

(ｳ)　提供するサービスの内容が、同様のサービスを提供する他の事業所等と比較して有利である旨を表示する広告

イ　有料老人ホーム

(ｱ)　アに掲げるもののほか、有料老人ホームの設置運営標準指導指針（平成14年７月18日老発第0718003号）に規定する表示事項の表示がない広告

(ｲ)　所管都道府県の指導に基づいた事業所である旨の表示がない広告

(ｳ)　公正取引委員会が不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第４条第１項第３号の規定に基づき策定した有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年４月２日公正取引委員会告示第３号）に規定する表示がある広告

ウ　有料老人ホーム等の紹介業の広告

(ｱ)　広告掲載主体に関する表示が、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等以外に及ぶ広告

(ｲ)　提供するサービスの内容が、同様のサービスを提供する他の事業所等と比較して有利である旨を表示する広告

エ　介護老人保健施設　介護保険法第98条の規定に反する広告

オ　介護医療院　介護保険法第112条の規定に反する広告

⑾　墓地等の広告　墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第１項の許可に係る許可年月日、許可番号及び経営者名が明記されていない広告

⑿　不動産事業の広告

ア　事業者の名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等が明記されていない広告

イ　不動産売買や賃貸の広告であって、取引態様、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限の明記がない広告

ウ　不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年11月10日公正取引委員会告示第23号）による表示規制に違反する広告

エ　契約を急がせる表現を用いた広告

⒀　弁護士・税理士・公認会計士等の広告　名称又は所在地、一般的な事業案内等以外を表示している広告

⒁　旅行業の広告　登録番号、所在地及び補償の内容の明記のない広告

⒂　通信販売業の広告

ア　特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条に規定する表示事項の表示がない広告

イ　返品等に関する規定が明確に表示されていない広告

⑯　雑誌・週刊誌等の広告

ア　見出しや写真の性的表現等について、市民に不快感を与える広告

イ　性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真等）のある広告

ウ　犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害し、又はそのおそれのある表現を用いた広告

エ　タレント等有名人の個人的行動に関して、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現を用いていない広告

オ　犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉や扇情的な言い回しを用いている広告

カ　未成年又は心神喪失者等の犯罪に関連した広告であって、氏名及び写真を表示している広告

キ　公の秩序や善良な風俗に反する表現を用いた広告

⑰　映画・興業等

ア　暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容の広告

イ　性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつな内容の広告

ウ　内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等を使用した広告

エ　年齢制限等、一部規制を受けるものであって、当該規制の表示がない広告

オ　公の秩序や善良な風俗に反する表現を用いた広告

⑱　古物商・リサイクルショップ等

ア　営業形態に応じた、必要な法令等に基づく許可等を受けていない広告

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（ 昭和45年法律第137号）第７条に規定する許可がないにもかかわらず廃棄物を処理できる旨を表示する広告

⑲　結婚相談所・交際紹介業

ア　業界団体等に加盟していることが明記されていない広告

イ　名称、所在地、一般的な事業案内等以外の内容を掲載する広告

⑳　労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織の広告

ア　掲載内容が、名称、所在地、一般的な事業案内等以外に及ぶ広告

イ　出版物の広告であって、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）している広告

㉑　募金等の広告　厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていることを明示していない広告

㉒　質屋・チケット等再販売業の広告

ア　個々の相場、金額等の表示をしている広告

イ　有利さを強調する表現を用いた広告

㉓　トランクルーム及び貸し収納業者

ア　トランクルームの広告であって、国土交通省認定マーク及び認定番号の表示がない広告

イ　貸し収納業者の広告であって、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づくトランクルームではない旨の表示がない広告

㉔　比較広告　主張する内容が客観的に実証されていない広告

㉕　無料で参加・体験できる旨を表示する広告　一部費用負担が必要であるにもかかわらず、その旨の表示がない広告

㉖　アルコールの販売に係る広告

ア　未成年者の飲酒禁止の明確な表示がない広告

イ　飲酒を誘発する表現を用いた広告